

第三者評価結果報告書

①民間あっせん機関名

特定非営利活動法人みぎわ

②第三者評価実施機関名

一般社団法人ぱ・まる

③第三者評価の受審状況

評価実施期間 契約日(開始日)	令和6年4月1日
評価実施期間 評価結果報告日	令和6年10月10日

④総評

<特に評価が高い点>

【障害児を中心とした支援】

障害を持つ子どもに対して特に注力した、養子縁組あっせんに取り組まれています。養親には、子どもの障害特性を踏まえた研修の実施や、必要な医療機関・関係機関・社会資源のリストを個別に作成し、縁組成立前養育の個別支援が行われています。また、リストに掲載される医療機関・関係機関とは事前に連携がとられており、子どもが必用とする適切な医療や支援の提供に繋がられています。養育開始前の養育実習においても、実際に子どもを養育する養親希望者の自宅で内容を想定した実習が行われており、個々の障害特性に応じた養育に繋がるよう努められています。

【養子縁組後の支援】

養子縁組後においても、個々の子どもの特性を踏まえた、適切な養育や支援ができるよう、継続したバックアップが行われています。

<改善が求められる点>

【養親支援のさらなる拡充】

継続した養親支援に取り組まれています。地域が広域に至ったり、周りに相談できる場が無い養親に向けて、広域的な提携や交流、情報交換・情報共有の拡充に繋がられ、結果、さらなる、子どもの最善の利益に繋がる展開に期待します。

<その他>

民間養子縁組あっせん機関第三者評価は、民間養子縁組あっせん機関を相互に比較した相対評価ではありません。厚生労働省により示される評価項目と評価の方法に従い、かつ、各あっせん機関が置かれた地域の地域事情や経年的な実践状況を踏まえ、許可権者である都道府県(指定都市を含む)へ許可申請時に提出され認められた業務方法書を含む申請内容を尊重した上で、実施判定しています。

	評価ランク	評価の理由	特に評価が高い点
<p>No.1 I-1-(1)-① 基本方針が明文化され、周知が図られている。</p> <p><input type="checkbox"/> 基本方針が、文書や広報媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 基本方針は、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっており、職員への周知が図られている。</p> <p><input type="checkbox"/> 基本方針は、職員への周知はもとより、児童、生みの親、養親希望者及び業務上連携する関係者・機関に周知され、十分な理解を得よう努めている。</p>	a	<p>ホームページ・パンフレット等に掲載されています。生みの親・養親希望者には、説明資料に記載されており、説明すべき事項の一環として伝えられています。</p>	<p>養親希望者と生みの親それぞれに向けた資料が作成されており、法人の考え方や方針がわかりやすいように、スライド等も活用しながら説明されています。職員に対しては、計画の立案や課題解決の際には、常に法人としての理念基本方針に立ち返り、それらを踏まえた上で、実現のために取り組まれています。</p>
<p>No.2 I-2-(1)-① 事業の安定性や継続性を担保する事業計画が適切に策定されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 基本方針の実現に向けた目標が明確にされている。</p> <p><input type="checkbox"/> 経営状況や支援内容、人材育成等の現状分析を行い、課題や問題点が明らかにされている。</p> <p><input type="checkbox"/> 単年度の事業計画が策定されている。また、必要に応じて中長期計画が策定されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 事業計画には、収支計画に関する事項が含まれている。</p>	a	<p>基本方針の実現に向けた中長期計画が策定されており、単年度の事業計画へと繋がられています。事業計画には収支計画も含まれています。</p>	<p>事業継続性の確実性を向上させるため、マンスリーサポート等の取組が拡充されており、安定運営の基礎が向に繋がられています。</p>
<p>No.3 I-2-(1)-② 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われている。</p> <p><input type="checkbox"/> 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 実施状況の把握や評価結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。</p>	a	<p>前年度計画の評価を踏まえ、職員全体で次年度計画の策定へと繋がられています。期中の振り返りを踏まえて、計画の見直しが行われています。</p>	<p>養親希望者や養親のニーズを踏まえ、実態に合わせた計画の見直しが行われています。</p>
<p>No.4 I-2-(1)-③ 事業計画は、職員や生みの親及び養親希望者等に周知され、理解を促している。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組のあっせんに係る事項について、職員に対し、周知を図り、理解を促す取組が行われている。</p> <p><input type="checkbox"/> 事業計画の養子縁組のあっせんに係る内容は、生みの親及び養親希望者等に周知(配布、説明等)されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 事業計画の養子縁組のあっせんに係る内容を、分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、生みの親及び養親希望者等がより理解しやすいような工夫を行っている。</p>	b	<p>職員ミーティング等で話し合わせ共有されています。配付資料等に記載があります。養親希望者・生みの親等には、口頭で法人や、あっせん機関のビジョン等が説明されています。</p>	

		評価ランク	評価の理由	特に評価が高い点
No.5	I-3-(1)-① 養子縁組あっせん・相談支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a	他のあっせん機関との情報共有やスーパービジョンを通じて、多彩なケースや対応等を共有することによって、質の向上に繋がっています。	個々のケースが終了した後、ケースの振り返りが行われており、課題や改善点について検討されています。
	<input type="checkbox"/> 質の向上に向け、PDCAサイクルを意識し、組織として実施している。			
	<input type="checkbox"/> 自己評価や生みの親や養親へのアンケートの実施、第三者評価の受審等を行っている。			
	<input type="checkbox"/> 評価結果や苦情相談の受付・対応状況等について、分析・検討し、質の向上につなげるための仕組みがある。			
No.6	I-3-(1)-② 自己評価等の評価結果に基づき、取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a	ケース毎に振り返る検討の場で、課題を踏まえた改善や、役割分担等の見直しが行われています。課題の改善に向けた取組を、翌年度の事業計画に取り入れられています。	
	<input type="checkbox"/> 自己評価、第三者評価等の結果を踏まえ、改善の課題を明確にしている。			
	<input type="checkbox"/> 職員間で課題の共有化が図られている。			
	<input type="checkbox"/> 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。			
	<input type="checkbox"/> 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。			
No.7	II-1-(1)-① 養子縁組あっせん責任者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a	養子縁組あっせん責任者は、基本方針を踏まえた事業の取組の方向性の示唆、相談支援等にリーダーシップを発揮し、ミーティングや会議の場でも、職責を意識した支援に取り組まれています。	
	<input type="checkbox"/> 養子縁組あっせん責任者は、基本方針等を踏まえた取組を具体化し、明確にしている。			
	<input type="checkbox"/> 養子縁組あっせん責任者が、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、職員に周知が図られている。			
No.8	II-1-(1)-② 養子縁組あっせん責任者は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a	養子縁組あっせんに係る法令等について、養子縁組あっせん責任者研修をはじめ、厚生労働省からの研修に参加し、実務者も可能な範囲での参加が出来るよう努められています。	
	<input type="checkbox"/> 養子縁組あっせん責任者が、遵守すべき法令等を正しく理解している。			
	<input type="checkbox"/> 養子縁組あっせん責任者が、養子縁組あっせん責任者に係る研修に参加している。※法定事項			
	<input type="checkbox"/> 養子縁組あっせん機関職員に係る研修に、職員を参加させるなど、組織全体で法令遵守するための具体的な取組を養子縁組あっせん責任者が行っている。			

	評価ランク	評価の理由	特に評価が高い点
<p>No.9 II-1-(2)-① 養子縁組あっせん責任者は、養子縁組あっせん・相談支援の質の向上に意欲を持ち、その取組に指導力を発揮している。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組あっせん責任者が、養子縁組のあっせん・相談支援の質の向上に意欲を持っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組あっせん責任者が、養子縁組のあっせん・相談支援の質の現状について、定期的・継続的に評価分析を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組あっせん責任者は、職員の意見を取り入れて質の向上に関する具体的な体制を構築し、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組あっせん責任者が中心となって、関係機関との連携や調整を行っている。</p>	a	<p>職員の意見をくみ上げられる機会を設け、あっせん機関全体の課題解決や質の向上に繋がれるよう努められています。他のあっせん機関を含め、地域の行政や社会資源との情報交換・情報共有により、よりよい取組となるよう留意されています。</p>	<p>他あっせん機関との情報交換・情報共有で、様々なケースや内容を共有することによって、スキルアップに繋がられています。</p>
<p>No.10 II-2-(1)-① 必要な人材の確保・育成・定着等に関して、具体的な取組が実施されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 適切な養子縁組のあっせん・相談支援が提供できる体制を構築するため、必要な人材を確保し、十分に育成ができるよう、マネジメント体制を構築している。</p> <p><input type="checkbox"/> 職員一人ひとりの育成に向けたスーパーバイズが行えている。</p> <p><input type="checkbox"/> 職員一人ひとりの状況に応じ、資格取得や研修等への参加機会の提供などの取組を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 基本方針や事業計画の中に、職員に求める基本姿勢や意識を明示している。</p> <p><input type="checkbox"/> 基本方針や事業計画に基づき職員育成計画を策定し、計画に基づいた取組を行っている。(職員の援助技術の水準、知識の量と質、実務経験、専門資格を取得する必要性の有無、研修の計画的な受講等)</p>	b	<p>職員個々のスキルにあわせた研修等を行い育成に努められています。基本方針に基づいた、育成計画に繋がられています。他あっせん機関とのスーパーバイジングや情報交換・情報共有により、具体的な資質の向上に繋がられています。</p>	
<p>No.11 II-2-(2)-① 職員が意見を表明しやすく、相談しやすい職場づくりに取り組んでいる。</p> <p><input type="checkbox"/> 職員が自由に意見を表明して組織の運営及び決定に関与できる環境が整っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 職員がひとりで問題を抱え込むことなく、養子縁組あっせん責任者や他の職員にいつでも相談できる環境が整っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 職員からの相談、意見や悩み等を踏まえ、必要な助言・改善等に取り組んでいる。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組あっせん責任者が、困難な事案や複数の事案を抱える職員等に対して、事案の進捗状況や、悩み事や問題が生じていないか逐次確認するとともに、必要に応じて積極的に助言を行っている。</p>	b	<p>定期的に行われる職員ミーティングでは、進捗状況の共有等職員全体での話し合いが行われ、職員個々が行き詰まったり抱え込むことのないよう努められています。職員間で話しやすい雰囲気作りが意識されています。</p>	

		評価ランク	評価の理由	特に評価が高い点
No.12 II-3-(1)-① 経営・運営の非営利性が確保されている。		a	生みの親・養親希望者への会費や寄付金は一定期間頂かない旨、業務方法書に明記されています。人件費等も必要最小限の計上にとどめられており、生みの親・養親希望者への負担が増えないよう努められています。生みの親・養親希望者への活動依頼や勧誘等は行われていません。	
<input type="checkbox"/>	金額の根拠や使途が不明な費用を実費として徴収していない。※法定事項			
<input type="checkbox"/>	事業運営に要する費用の抑制に努め、人件費や事務費等は、真に必要なものに限定されている。			
<input type="checkbox"/>	寄付金、会費の取扱いについて、指針が遵守されている。			
<input type="checkbox"/>	自らが行う事業の非営利性が疑われるような運営を行っていない。(人身売買または営利を目的とした養子縁組のあっせん、それらを示唆するような宣伝広告や事業説明等)			
<input type="checkbox"/>	養子縁組のあっせんのために、養親希望者に対して不当な条件を課していない。(広報活動への参加、養育施設での労務提供等)			
<input type="checkbox"/>	事業所毎の事業報告書を、毎事業年度終了後2か月以内に都道府県知事等に提出している。※法定事項			
No.13 II-3-(1)-② 経営・運営の非営利性について説明責任を果たしている。		b	料金に関する説明は、生みの親・養親希望者が理解できる範囲で明示されており、不明瞭な部分はありません。	
<input type="checkbox"/>	手数料を徴収するにあたっては、事前に金額の根拠や使途を明らかにしている。※法定事項			
<input type="checkbox"/>	手数料の金額の根拠や使途は、養親希望者や生みの親が容易に理解できるように、その内訳について一覧可能な書類の提示や、必要に応じて領収証等の根拠資料を併せて示している。			
<input type="checkbox"/>	手数料を受領した場合は、領収証を発行している。			
<input type="checkbox"/>	養子縁組のあっせんに係る書類等を、個別の事例ごとに、養子縁組のあっせん後、5年以上保管している。(契約書、手数料の請求書や明細書、手数料の算定根拠となる領収証等)			
No.14 II-4-(1)-① 経営・運営の透明性を確保するための情報公開等が行われている。		a	定められた事項や情報は、ホームページで公表され、生みの親・養親希望者への説明資料でも記載され交付されています。評価結果についても公表されています。	
<input type="checkbox"/>	養子縁組のあっせんに係る業務に関する事項(定款、手数料の算定基準等)を、ホームページへの掲載等の適切な方法により公表している。※法定事項			
<input type="checkbox"/>	あっせんを希望する養親希望者および生みの親に対して、養子縁組のあっせんに関する手数料の額、実施方法、あっせんを中止した場合の費用負担の取扱い等を、電子メールの送信や書面の交付等により事前に情報提供している。 ※法定事項			
<input type="checkbox"/>	業務の質について自ら評価を行うとともに、第三者評価を受け、それらの結果について公表している。 ※法定事項			

		評価ランク	評価の理由	特に評価が高い点
No.15	II-5-(1)-① 民間あっせん機関が業務を行ううえで必要となる社会資源が明確になっており、活用する仕組みがある。	a	当該あっせん機関の特徴として、障害のある子どものあっせん事例が大半であるため、養育に必要となる関係機関や社会資源、医療機関の連携が必要であり、養親の利用可能な連携先の紹介や調整も行われ、説明と情報提供が行われています。	養育に必要な関係機関や社会資源、医療機関の連携、養親の利用可能な連携は、支援を受けられる公的機関等含めたフローチャートが作成されており、わかりやすい資料での説明と情報提供が行われています。また、養親の地域で活用可能な資源や公的機関について、可能な限り情報提供を行い、繋がるための支援に努められています。
	<input type="checkbox"/> 自らの役割及び自らの機能を達成するために必要となる関係機関を含む社会資源を認識し、関係する情報を収集している。			
	<input type="checkbox"/> 収集した情報について、業務に携わる職員が常に活用できるよう、業務方法書等により共有している。			
	<input type="checkbox"/> 児童、生みの親、養親希望者ならびに養子縁組成立後の養親及び養子となった児童に対して、関係機関による支援が利用可能であることを適切に情報提供している。※法定事項			
No.16	II-5-(1)-② 関係機関との連携・協働による支援が適切に行われている。	a	子どもの養育に必要な関係機関への連携を踏まえ、生活圏域で活用可能な機関の調査、紹介、連携に努められています。子どもの情報提供や共有については、説明の上、生みの親には同意書でも確認され、同意の署名を頂いており、養親には、最初の説明の必要事項・留意点等の中で、説明され、同意の上での養親申込が行われています。あっせん業務の委託は行っていません。	
	<input type="checkbox"/> 関係機関と連携・協働して支援できる体制を構築するよう努めている。			
	<input type="checkbox"/> 関係機関との連携に際し、必要に応じて児童、生みの親、養親希望者ならびに養子縁組成立後の養親及び養子となった児童に関する情報提供、情報授受がある旨を説明し、同意を得るよう努めている。			
	<input type="checkbox"/> 養子縁組あっせん事業の業務の一部を委託する場合には、当該機関が法第6条第1項の許可を得ていること、関連法令等を遵守していることを確認している。			
No.17	III-1-(1)-① 生みの親による養育可能性の模索が適切に行われている。	a	生みの親に関与している医療機関やソーシャルワーカーからの診断やアセスメントを基に、生みの親の両親含めた面談等収集した情報を踏まえた上で、生みの親への可能性の提案拡充に努め、養育可能性模索に取り組まれています。	生みの親の状況や内容に応じ、専門性の高いカウンセリングに取り組まれています。
	<input type="checkbox"/> 具体的に養子縁組の検討を進める段階において、生みの親との面接をして事情を聴取している。※法定事項			
	<input type="checkbox"/> 生みの親の家族や親族との面接の必要性を適切に判断し、必要な場合には面接を行っている。			
	<input type="checkbox"/> 生みの親や家族、親族との面接を通じて、生みの親の養育力やその環境等についてアセスメントを行っている。			
	<input type="checkbox"/> 生みの親の置かれた状況を把握したうえで、その経済的な問題や子育ての問題を解決するための選択肢を検討することについて、十分な理解を得られるよう、丁寧に説明している。			

	評価ランク	評価の理由	特に評価が高い点
<p>No.18 III-1-(1)-② 児童や生みの親、養親候補者に対して養子縁組のあっせん・相談支援に必要な情報を適切に提供している。</p> <p><input type="checkbox"/> 生みの親の状況に応じた情報提供を行っている。(経済的な支援に関する情報、就労支援等の幅広い社会資源に関する情報等)</p> <p><input type="checkbox"/> 生みの親の状況に応じて、相談窓口等の情報提供や関係機関への連絡等を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 必要に応じて、児童及び生みの親が関係機関につなぐための支援を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 生みの親が生活支援を必要とする場合には、できる限り公的支援につなぐなど、当該支援の提供が養子縁組の意思決定に不当に影響しないよう配慮している。</p> <p><input type="checkbox"/> 民間あっせん機関が直接生活支援を行う場合でも、公的支援での提供が可能な支援については、その趣旨を丁寧に説明したうえで、公的支援の利用を優先している。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親候補者に対して必要以上の期待を抱かせることのないよう配慮している。</p>	a	<p>生みの親が必要とする社会資源や関係機関に関する情報提供が行われています。必要がある場合は、関係機関や行政機関に繋げ、必要な支援が受けられるよう努められています。</p>	
<p>No.19 III-1-(1)-③ 生みの親からの同意が適切な方法でとられている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組のあっせんに関する生みの親の同意は、制度や手続き、手数料等について、面会により、あらかじめ丁寧に説明し、十分な理解を得たうえで、書面により確認している。※法定事項</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組のあっせんを行う場合は、年齢と発達に応じて、丁寧な説明と十分な理解のもとで子どもの意向を確認し、自ら意思を表せない乳幼児等の場合には、権利擁護について配慮している。</p> <p><input type="checkbox"/> 生みの親が熟慮したうえで養子縁組に関する意思決定ができるよう、初回相談の場で決定を迫ることはしない等の配慮をしている。</p> <p><input type="checkbox"/> 同意の確認において、生みの親の熟慮や養子縁組の同意の撤回を妨げる行為を行っていない。</p> <p><input type="checkbox"/> 生みの親が妊娠中に養子縁組を希望している場合でも、養親候補者と児童が面会することについての同意及び養子縁組成立前養育を行うことの同意は、児童の出生後にあっせんの各段階で得ている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組成立前養育を行うことの同意を事前に得ている場合においても、その開始に先立ち、改めて同意を確認するよう努めている。</p>	a	<p>生みの親の同意に至るまでに、十分な養育の可能性に努め、子どもの可能性も踏まえた上で、養育が困難であるという決断に至った後に、同意が得られています。養育の開始時には、改めての同意が契約書と共に取得されています。</p>	
<p>No.20 III-1-(1)-④ 養子縁組のあっせん・相談支援の開始・過程において、児童や生みの親、養親希望者にわかりやすく説明している。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親希望者に対しては、養子縁組に関する詳細な説明と合わせて、関連事項について十分な情報提供及び説明を行い、理解を得ている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親希望者に対して情報提供及び説明を行った結果、理解が不十分な場合には養子縁組のあっせんは行っていない。</p>	a	<p>養親希望者には、面談を行い、詳細な説明を行うと共に、理解が得られる場合に、家庭訪問や研修等のステップに進められています。</p>	

		評価ランク	評価の理由	特に評価が高い点
No.21	III-1-(2)-① 養親希望者やその家族、家庭状況等について丁寧に情報収集を行っている。	a	可能な限り、養親希望者の家族や親との面談や意見聴取を行い、養親を取り巻く環境を含めた、情報収集に努められています。家庭訪問時にも、可能であれば養親の親御さんにも面接を行い、考えや意向の収集が図られています。	養親を取り巻く親族の考えや意向、意見の聴取を大切に、育てるための環境把握に努められています。
	<input type="checkbox"/> 養子縁組のあっせんを行う前に、養親希望者及びその全ての同居家族と面会を行っている。 <input type="checkbox"/> 少なくとも一度は養親希望者の家庭訪問を行い、養親希望者及びその全ての同居家族の意向、家庭状況等を把握し、養親として適切な養育ができるかを判断するための情報収集を丁寧にしている。			
No.22	III-1-(2)-② アセスメントやマッチングについて、組織的な検討と決定を行っている。	a	アセスメントシートが作成されており、複数職員で取り組まれ判断が行われています。	アセスメントシートが作成されており、複数職員で取り組まれ判断が行われています。
	<input type="checkbox"/> 養子縁組あっせん責任者を含めた複数の職員が、業務方法書に基づくアセスメントや組織的な検討を行うなどの適切な手続きによりマッチングをしている。 <input type="checkbox"/> アセスメント、マッチングにおいて、医療職、心理職等の助言を得られる体制が確保されており、必要な助言を得ている。 <input type="checkbox"/> 養親候補者の選定は、専門的な知識及び技術に基づき、児童の最善の利益を最大限考慮しながら行っている。			
No.23	III-1-(2)-③ 国内におけるあっせんが優先されている。	a	日本国内永住資格を持つ在日外国籍の養親希望者に限定し、弁護士等専門職関与の上、実施される場合があります。	
	<input type="checkbox"/> 国際的な養子縁組のあっせんは、国内における養子縁組の可能性を十分に模索したうえで実施している。※法定事項			
No.24	III-1-(2)-④ 国際養子縁組を行う場合、マッチングの手順が適切に実施され、養子縁組成立後の支援が担保されている。	a	日本国内永住資格を持つ在日外国籍の養親希望者に限定し、弁護士等専門職関与の上、実施される場合があります。	
	<input type="checkbox"/> 国際的な養子縁組を行う場合、適正な手続きによりマッチングが行われている <input type="checkbox"/> 国際的な養子縁組を行う場合、養子縁組成立後に至るまで、相手先国において支援が適切に提供されることを確認している。			
No.25	III-1-(3)-① あっせん前の児童の一時的な養育は、適切な環境で行われている。	-	あっせん前の児童は、医療機関や社会的養護関係施設において保護養育されており、あっせん機関として一時的養育を行う事はありません。	
	<input type="checkbox"/> あっせん前の児童の一時的な養育が想定される場合には、あらかじめ養育施設の設置や人員の確保、乳児院等との協定の締結等を行っている。			
	<input type="checkbox"/> あっせん前の児童の一時的な養育の方法について、業務方法書に記載して			
	<input type="checkbox"/> あっせん前の児童の一時的な養育は、子どもの状況に応じた適切な養育環境で行われている。 <input type="checkbox"/> 生命の維持や安全に配慮を要する児童の一時的な養育は、医療機関をはじめとする関係機関との連携のもと、その保護と適切な養育環境の確保を行っ			

	評価ランク	評価の理由	特に評価が高い点
<p>No.26 III-1-(3)-② あっせん前の児童の一時的な養育及び養親候補者による児童の養育の開始に関する手続きが適切に行われている。</p> <p><input type="checkbox"/> 児童を3か月以上(乳児は1か月以上)同居させる場合には、同居児童の届出を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 児童の養育のために把握しておくべき必要な情報が明確になっている。</p> <p><input type="checkbox"/> 児童の養育に必要な情報について十分に把握し、養親候補者に対して、児童の養育を開始する前に提供している。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親候補者による児童の養育の開始にあたっては、その時点での家庭状況を再度確認し、児童との交流や関係調整を十分に行っている。</p>	a	届出等については、提出先まで明示し支援されています。対象児の状況把握シートが作成され、養育に必要な情報提供が行われています。	養育の開始時には、必要社会資源や医療機関、公的機関の連絡先を含め、文書またはメール等で、確実に提供されています。障がいや疾病状況に応じて、医療機関や児童相談所等も含んだ、カンファレンスが実施されています。
<p>No.27 III-1-(4)-① 養親候補者による児童の養育開始から、養子縁組成立までの支援が適切に行われている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親候補者による養育開始後、安心して児童を養育することができるよう、きめ細やかな相談支援を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親候補者と児童を定期的に訪問し、監護の状況を確認している。</p> <p><input type="checkbox"/> 必要に応じて、養親候補者の居住地を管轄する児童相談所などの関係機関との連携を図っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親候補者による養育開始後1か月以内に法第32条第3項の届出を行うなど、必要な支援が遅滞なく提供されるよう連携体制を整えている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親候補者が児童を3か月以上(乳児は1か月以上)同居させる場合、同居児童の届出が行われるよう、養親候補者に対して必要な説明を行うとともに、届出の有無を確認している。</p>	a	養育開始後は、テレビ電話やインターネット環境を活用した面談等も行われています。遠方の方の場合は、地域の児童相談所や保健師さんとの連携で、行政機関訪問時の様子等も共有し、違和感や異常があれば速やかに訪問が行われています。	養親希望者に託す段階から、対象児に必要な関係機関や社会資源、行政機関をリスト化、フローチャート化し、個別状況に応じた情報提供が行われています。
<p>No.28 III-1-(4)-② 養子縁組の申立手続き等に関する情報提供が適切に行われている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組成立前養育の監護状況から、法律上の親子関係を成立させることが望ましいと考えられる場合、速やかに家庭裁判所への申立等の手続きをとるよう、養親候補者に指導及び助言を行っている。</p>	a	可能な範囲は、裁判所へ同行手続きを行い、養親候補者が直接行う場合は、必要な助言や書類整備が行われています。	
<p>No.29 III-1-(5)-① 養子縁組成立前養育が中止された場合、児童の保護が適切に行われている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組成立前養育が中止された場合の対応について、業務方法書等に定めている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組成立前養育が中止された場合には、児童の保護を適切に行い、必要に応じて関係機関に連絡するなどの適切な対応を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組成立前養育の中止を求めたときは、監護の権利を有する者への児童の引渡し、児童相談所に対する要保護児童通告など、適切な措置を講じている。※法定事項</p>	a	あっせん機関のマニュアルによって、対応体制や責任所在がフローチャートで示されており、手順が明確化されています。	

	評価ランク	評価の理由	特に評価が高い点
<p>No.30 III-1-(5)-② 養子縁組成立前養育が中止された場合、児童と養親候補者への支援が適切に行われている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組成立前養育が中止された場合には、児童と養親候補者の双方に対して、丁寧なケアを行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組成立前養育が中止された養親候補者を次の養子縁組のあっせん優先するなどには行っていない。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組成立前養育が中止された理由や、中止後の児童の様子等について丁寧に確認を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 児童を次の養親希望者にあっせんするにあたっては、養親希望者の選定をより丁寧にするなど、養子縁組前養育の中止が繰り返されないよう配慮している。</p>	b	<p>フローチャート等のマニュアル整備が行われています。</p>	
<p>No.31 III-1-(6)-① 養子縁組成立後の児童への支援が適切に行われている。</p> <p><input type="checkbox"/> 児童に対するアセスメントを行い、支援の必要性及び必要な支援について検討している。</p> <p><input type="checkbox"/> 児童に対し、継続的な心身の支援を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 児童に対し、関係機関による支援が提供されるよう、支援体制を構築している。</p> <p><input type="checkbox"/> 児童の養育・支援にあたり、養子縁組のあっせん・相談支援の各プロセスにおいて、必要に応じ、連携先の関係機関に所属する専門職の助言を得ている。</p>	a	<p>医療的支援や福祉制度上の支援が必要な対象児が多いため、養子縁組成立後も継続して必要な支援の情報提供や連携に努められています。子どもの心理的支援について、あっせん機関独自のマニュアルが定められています。</p>	
<p>No.32 III-1-(6)-② 養子縁組成立後の養親家庭への支援が適切に行われている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親が必要な時に相談できる支援体制を構築している。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親や養子となった児童に対して自ら支援すると同時に、そのニーズを把握し、気持ちを丁寧に聞きながら、適切な支援機関との協働を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親や養子となった児童への定期的・継続的な訪問などにより関係性の維持を図りつつ、子どもの発達段階に応じた悩みに対する助言などを行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 遠隔地の養親及び養子となった児童には、養子縁組成立前から、養親居住地を管轄する児童相談所等の関係機関と養親との関係づくりを行うなど、継続的な支援が行える体制を整えている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子となった児童から自らの出自に関する情報を知りたいとの相談があった場合は、丁寧に相談に応じたうえで、当該児童の年齢等を踏まえ、適切な助言・対応を行っている。</p>	a	<p>養育に関し必要な情報提供は、継続して行われており、個別事例の相談にも応じられています。医療的ケアなど、継続した取組は情報共有が行われ、遠隔地においても、養親の地域で繋げることが出来る関係機関や行政機関の紹介、連携がなされています。出自に関する情報は、予め養親に提供されており、話し方や伝え方については、他の養親との情報交換等も踏まえながら、個別のよりよい手段と伝え方に繋がるよう支援されています。</p>	<p>養親が情報交換・情報共有できる場を設けられており、同じ立場からの意見交換や、経験の共有等に繋がられています。</p>

	評価ランク	評価の理由	特に評価が高い点
<p>No.33 III-1-(6)-③ 養子縁組成立後の生みの親への支援が適切に行われている。</p> <p><input type="checkbox"/> 生みの親に対するアセスメントを行い、支援の必要性及び必要な支援について検討している。</p> <p><input type="checkbox"/> 生みの親に対し、自ら継続的な心身の支援を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 生みの親が生活を立て直すための支援等に関する情報提供や、関係機関へのつなぎを行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 生みの親に対し、関係機関による支援が提供されるよう、支援体制を構築している。</p> <p><input type="checkbox"/> 生みの親への支援にあたり、養子縁組のあっせん・相談支援の各プロセスにおいて、必要に応じ、連携先の関係機関に所属する専門職の助言を得ている。</p>	a	<p>個々の生みの親の負担にならない範囲で、情報提供や情報提供が行われています。必要に応じた電話やメール等でのフォローと、状況に応じたアドバイスや相談等の提供も行われています。</p>	
<p>No.34 III-2-(1)-① 養子縁組のあっせん・相談支援について標準的な実施方法が文書化され、それに則った養子縁組あっせん・相談支援が実施されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組のあっせん・相談支援の標準的な実施方法が、業務方法書として文書化されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 業務方法書には、養子縁組あっせん・相談支援の手順と方法がわかりやすく記載されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 職員や個別事例により支援の具が異なるため、特に重要な事項については、必要な様式を定めるなど、具体的な業務内容と留意事項が標準化されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。</p> <p><input type="checkbox"/> 業務方法書に則った養子縁組のあっせん・相談支援が実施されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 業務方法書における養子縁組あっせん・相談支援の手順と方法などの必要な事項について、生みの親や養親希望者に十分に説明されている。</p>	a	<p>業務方法書に沿った支援の提供に努められています。生みの親・養親希望者に伝わりやすい、理解されやすい資料の作成と説明に努められています。</p>	
<p>No.35 III-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。</p> <p><input type="checkbox"/> 業務方法書の内容は、定期的に検証されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 業務方法書の内容に見直しが必要となった場合の方法が定められている。</p>	b	<p>必用に応じた検証と見直しが行われています。</p>	

	評価ランク	評価の理由	特に評価が高い点
<p>No.36 III-2-(2)-① 養親希望者の適性評価と選定が適切に行われている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親希望者の適性について、児童を養育する上での強みや課題を総合的に勘案して、様々な観点から評価・判断されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組のあっせんを希望する理由や、養子縁組あっせんを申し込むに至った経緯については、特に丁寧な聴き取りを行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親希望者の適性評価を行うために確認すべき内容及び適性評価を組織的に検討・決定する方法が具体的に定められている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親希望者の適性評価が、定められた様式等に則り、適切な手順により実施されている。</p>	a	<p>あっせん機関独自のアセスメントシートが用意されており、項目の指針に基づいた職員合議によって、適正評価が行われています。</p>	<p>ヒアリングは、可能な範囲で養親希望者の家族や両親等にも行われています。項目の指針に基づいた評価を行います。課題の内容についても、解決可能性の可否や養育への影響等総合的に勘案し、単に○×で適性を決めるようなことがないように配慮されています。</p>
<p>No.37 III-2-(2)-② 養親希望者への情報提供、研修等が適切に行われている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親希望者の受講する研修において、養親希望者に対し、児童の特性や発達に関する理解を深めさせている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親希望者の受講する研修において、養親希望者に対し、真実告知の重要性について理解を促している。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親希望者の受講する研修において、児童への関わり方を実践的に習得できるカリキュラムを作成している。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親希望者の研修への取組状況や内容についての理解等を通じ、養親希望者の強み・課題を把握している。(委託先研修担当者からの報告等)</p>	a	<p>養親が養育にあたって必要となる、育児手法や課題発生時の対応等も考慮した研修の実施が行われています。適正判断時の材料には、研修中に発掘された課題や強みを含め、職員全体で共有し、その後の関わりに活用されています</p>	<p>研修は、養親個別に対応されており、一律的な研修ではなく、当該養親に必要な内容に重きを置いた研修の実施に努められています。心理士が、自らの養子養育体験を基に、実体験を踏まえた情報提供や相談が可能であり、様々なケースの成功事例・課題となった事例を踏まえた、情報提供、支援研修の提供が行われています。障害のある子どもへの養育手法についてzoom環境下(インターネットを利用した画像音声提供)での研修も行われており、実際を目で見て得られる研修実施に努められています。</p>
<p>No.38 III-2-(3)-① 帳簿への記録が適切に行われ、記録された内容が職員間で共有化されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 規則第7条第1項に規定する記載事項を記載した帳簿を備えつけている。※法定事項</p> <p><input type="checkbox"/> 帳簿は養子縁組あっせんのケースごとにファイリングされている。</p> <p><input type="checkbox"/> 帳簿の記載内容や表現は適切である。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組のあっせん・相談支援に必要な情報が、職員間で共有されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 児童、生みの親、養親希望者等に関する情報収集、保管、使用に関するルールを業務方法書に定めている。</p> <p><input type="checkbox"/> 児童が自らの出自を知ることができるよう、児童に関する情報、生みの親に関する情報及び養子縁組の経緯についての情報が帳簿に記録・保管されている。</p>	b	<p>記録は個人ごとに調製され保管されています。あっせんの内容は、担当制ではなく、職員全員が関わる事で、職員間で話し合わせ共有されています。</p>	<p>種類別・時系列別で記録が調製されており、確認しやすい整理が行われています。</p>

	評価ランク	評価の理由	特に評価が高い点
<p>No.39 III-2-(3)-② 帳簿の永続的な保管体制が確立されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 不慮の災害等による帳簿の滅失防止のために、十分な対策がとられている。</p> <p><input type="checkbox"/> 記録の保管及び事業許可取消し時又は事業廃止時の引継ぎの可能性について、養親希望者及び生みの親に対して事前に説明し、理解を求めている。</p>	a	記録の引継等の可能性に関しては、説明資料の中に明記され、交付されています。法人内の他の場所でバックアップが保管されています。	
<p>No.40 III-2-(3)-③ 帳簿に記載された情報の取扱いが適切に行われている。</p> <p><input type="checkbox"/> 児童の求めに応じ、帳簿の一定の情報を民間あっせん機関等から児童に対して提供できる可能性があることを、生みの親に対してあっせんの段階で説明し、その意向を十分確認するとともに、あらかじめ同意を得ている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組のあっせん・相談支援の記録について、プライバシー保護の観点から、関係者の情報管理を徹底している。</p> <p><input type="checkbox"/> 個人情報の取扱いについて定めた文書がある。</p> <p><input type="checkbox"/> 職員が個人情報保護規程等を理解し、遵守している。</p>	b	情報管理に配慮し、帳簿の保管は適切に行われています。	
<p>No.41 III-2-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知している。</p> <p><input type="checkbox"/> 苦情解決に関する体制及び流れについて定めた文書がある。</p> <p><input type="checkbox"/> 苦情解決体制について、文書や掲示により、その仕組みを分かりやすく周知している。</p>	b	説明文書、しおり等の中に苦情解決について記載があり、面談時等に説明が行われています。	
<p>No.42 III-2-(4)-② 児童や生みの親、養親希望者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、周知している。</p> <p><input type="checkbox"/> 児童、生みの親、養親及び養親希望者が意見を述べやすく、相談しやすい体制が確保されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 相談体制について、児童、生みの親、養親及び養親希望者に周知している。</p> <p><input type="checkbox"/> アンケートの実施やイベント開催による交流等、意見を積極的に把握する機会をつくっている。</p>	b	相談しやすい雰囲気作り、聴取しやすい環境作りに努められています。養親の交流イベント等が企画されています	養親同士の情報交換・情報共有が、相談の場にもなっています。

	評価ランク	評価の理由	特に評価が高い点
<p>No.43 III-2-(4)-③ 児童や生みの親、養親及び養親希望者からの相談や意見、苦情等に対して、適切な対応をしている。</p> <p><input type="checkbox"/> 相談や意見、苦情等を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めた対応マニュアルを整備している。</p> <p><input type="checkbox"/> 相談や意見、苦情等について、組織的かつ迅速に対応している。</p> <p><input type="checkbox"/> 相談や意見、苦情等にもとづき、養子縁組のあっせん・相談支援の質の向上に関わる取組が行われている。</p> <p><input type="checkbox"/> 児童や生みの親、養親、養親希望者からの要望に応えられない場合には、その理由を丁寧に説明している。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親希望者が意見や苦情を述べたことにより養子縁組のあっせんを行わないなど、養親希望者が意見等を述べにくくなるような言動を行っていない。</p>	a	<p>対応マニュアルが整備されています。養親や養親希望者からの意見や感想を研修内容に反映されています。</p>	<p>養親からの意見を基に、養親が養育の上で活かせる研修内容の拡充に繋がられた事例が確認できました。養親同士の情報交換・情報共有が、相談の場にもなっています。</p>
<p>No.44 III-2-(5)-① 安心・安全な養子縁組のあっせん・相談支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組のあっせん・相談支援の過程で起こり得る緊急事態を想定し、事故対応マニュアルを作成して職員に周知するなど、リスクマネジメント体制を構築している。</p> <p><input type="checkbox"/> 緊急時における関係機関との連絡・協力体制をあらかじめ構築している。</p>	a	<p>フロー図等の整備が行われています。関係機関との連携を意識した関係づくりに努められています。</p>	